

# (01) 公益財団法人岡谷市スポーツ協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岡谷市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県岡谷市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツに関する事業を行い、市民の体力の向上とスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の体力向上と競技者の競技力向上を図ること。
- (2) 各種体育大会、研修会、講習会等の開催及び協賛をすること。
- (3) 加盟団体の強化発展と相互の連絡を図ること。
- (4) スポーツに関する施設（設備）の調査研究及び充実を図ること。
- (5) スポーツ少年団を育成すること。
- (6) スポーツ功労者を表彰すること。
- (7) その他この法人の目的達成のため必要な事業を行うこと。

2 前項の事業については、長野県岡谷市において行うものとする。

## 第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号のいずれかに該当するものを加盟団体とする。

- (1) スポーツの各競技を代表する市単位の競技団体及びレクリエーション団体
- (2) 岡谷市の地区を代表する体育団体
- (3) その他理事会の決議により指定した団体

(加盟)

第6条 前条の加盟団体となろうとする団体は、理事会の決議により加盟することができる。

(加盟団体負担金)

第7条 加盟団体は、別に定める負担金を納めなければならない。

(脱退)

第8条 第5条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の決議により脱退することができる。

(除名)

第9条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により、この法人から除名することができる。この場合、その加盟団体に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 2年以上負担金を納めないとき。

- (2) この法人の名譽を傷つけ、若しくはこの法人の目的に反する行為があり、またはこの法人に不利益を与えたとき。
- (3) 加盟団体の資格を失ったとき。

(加盟及び脱退必要事項)

第 10 条 第 5 条から第 9 条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 4 章 財産及び会計

(基本財産)

第 11 条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成する為に善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び、評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 12 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 13 条 この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 14 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 15 条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 5 章 評議員

### (評議員の定数)

第 16 条 この法人に、評議員 15 名以上 25 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員会議長とする。

### (評議員の選任及び解任)

第 17 条 評議員の選任及び解任は、評議員会議長を委員長とする役員等候補選出委員会が定員以上の候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

### (評議員の任期)

第 18 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 19 条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 6 章 評議員会

(構成)

第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 21 条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給基準の変更
- (3) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3箇月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会の運営について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(招集)

第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

- 2 会長は、評議員会の日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。
- 3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当たる。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 役員等の責任の一部免除
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 28 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任すること

とする。

(評議員会の決議の省略)

第 26 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わる事ができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決意があったものとする。この場合においては、その手続を第 23 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 24 条及び第 25 条第 2 項の規定には適用しない。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間保管しなければならない。

第 7 章 役員等

(役員の設置)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、副会長 3 名以内、専務理事 1 名、常務理事を 3 名以内とすることができる。

4 第 2 項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事及び常務理事をもって、法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 29 条 理事及び監事は、役員等候補選出委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の親族等割合の制限)

第 30 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

2 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある（ものとして法令で定める）理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指した順序に従つてその業務執行に係わる職務を代行する。

4 専務理事は、この法人の業務を執行する。また、会長、副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第34条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、役員等候補選出委員会が提出する資料等に基づき、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、評議員会において定める総額の範囲内において報酬を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(責任の免除又は限定)

第36条 この法人は役員の法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、法人法198条で準用する法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法人法第198条で準用する法人法第113条に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法人法第198条で準用する法人法第115条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議により締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法人法第198条で準用する法人法第113条の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問等)

第37条 この法人に、顧問、相談役及び参与それぞれ若干名を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の決議により会長が委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

(顧問等の職務)

第38条 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第8章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) 加盟団体の除名

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく法人法第111条1項責任の免除

(招集)

第41条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第42条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第44条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第31条第6項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第9章 スポーツ少年団 (設置)

- 第46条 この法人に、岡谷市内のスポーツ少年団によって構成する岡谷市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）を置く。
- 2 スポーツ少年団の設置及び運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## (業務)

- 第47条 スポーツ少年団は、理事会の決議により第4条第1項第5号の事業その他これに関連する事業を行う。

## 第10章 専門委員会 (専門委員会の設置)

- 第48条 この法人は、専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会は、理事会の決議により、会長が委嘱する専門委員をもって組織する。
  - 3 専門委員会について、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 事務局 (事務局)

- 第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び所要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 定款の変更及び解散 (定款の変更)

- 第50条 この定款は、理事会及び評議員会の決議により変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

## (解散)

- 第51条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

## (公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第52条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議により、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## (剰余金の処分制限)

- 第53条 この法人は剰余金の分配をすることはできない。

## (残余財産の帰属)

- 第54条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法

第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第13章 公告の方法 (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

### 第14章 情報公開及び個人情報の保護 (情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第15章 補則 (委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第17条の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めたところにより、次に掲げる者とする。

新井憲次、 小松憲三郎、 北原桂子、 小口眞喜也、 寺島英雄、 尾又順一、 小口進  
松浦盛明、 伊藤祐臣、 小口昌弘、 吉原君子、 金子義雄、 中松茂夫、 宮坂勝次、

今井光則、 高山修一、 小口九美雄、 中島友義、 中島昭、 宇治浩

4 第29条の規定にかかわらず、この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事 松山武雄、 鮎澤憲通、 千代馨脩、 陸川和弘、 上沼縁、 尾崎孝、 宮坂健一、  
荒井誠司、 伊沢修一、 林裕彦、 野口行敏、 宮坂伸、 高林順三、

監 事 花岡功浩、 木下敏彦、

5 第29条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は、千代馨脩とする。

### 附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

### ※ 経過

平成25年 4月 1日	施行
令和 2年 4月 1日	一部改正 (法人の名称の変更)